

第1号議案

令和5年度事業報告 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度の事業も定款、並びに事業計画に則り実施してきた。日本の伝統医療である柔道整復学と柔道整復術の進歩発達と柔道整復師の資質向上を図り、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展のための事業を行うことこそ柔道整復師である我々が京都府民(国民)に貢献できる手段と信じて京都府柔道整復師会が行った活動の概要を事業計画に記載した順に報告する。

1. 柔道整復師の施術に係る医療保険受領委任取扱いに関する事業

(1) 確約書の徴収及び登録等の手続き

新たに入会しようとする者に対して、受領委任取扱いに関する協定書の内容を遵守するための確約書を徴収し、受領委任の施術管理者及び業務に従事する柔道整復師の確認や、柔道整復師の業務を適正に運用することの確認などを厳正に行った後、京都府、及び関係機関への登録手続きを行った。退会者に対しても速やかに手続きを行った。

(2) 療養費支給申請書の一括申請及び療養費の一括受領並びに納金

当会では、京都府内の柔道整復師より提出される療養費支給申請書を点検整備後、各保険者へまとめて提出を行う。また、当会会員においては当会が各保険者より療養費を一括受領した後に各会員へ納金している。この事業についての特段の対価は徴収していない。本事業は会員限定で行うものではないが、今年度は当会正会員以外の柔道整復師から療養費支給申請書の申請業務について委託は行われなかった。

(3) 公的審査委員会への委員の派遣並びに自主審査会の開催

当会では、国民健康保険及び後期高齢者医療、全国健康保険協会管掌健康保険、労働者災害補償保険の公的審査委員会へ委員を推薦し派遣した。また、当会にて理事、及び保険部員が前述公的審査委員会において審査対象外の療養費支給申請書に対して「療養費の支給基準」を参照に自主審査会(毎月1回開催)を行った。

(4) 療養費支給申請書に関する資料収集並びに保険に関する諸問題の定義と解決方法の研究

当会では、理事や保険部員等を京都府国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会や全国健康保険協会柔道整復療養費審査委員会、労働保険柔道整復師施術料金審査委員会の委員に派遣することで、本事業の適正な運営について情報や資料を得るとともに、行政機関、並びに公益社団法人日本柔道整復師会、及び当会における保険勉強会・研修会に参加し保険に関する諸問題の定義と解決方法の研究を行った。

(5) 保険制度の周知徹底に係る情報伝達事務

受領委任取扱い制度の周知徹底に係る情報伝達を目的として、当会会員、並びに京都府内の全柔道整復師に対して定期保険講習会を2回(令和5年11月12日・令和6年2月25日)開催した。なお、自宅や施術所などからも容易に受講できるようにハイブリッド開催とした。本事業の実施要綱について

ては当会ホームページや SNS (Facebook、Instagram)、会報誌を通じて広く公開した。

(6) 適正な療養費支給申請書の作成指導

京都府内の全柔道整復師を対象にした定期保険講習会、及び臨時保険講習会の開催時の他、当会会員及び新規開業者を対象として毎月 1 回開催する保険説明会、会員（個人・支部）に対して行う保険説明会を実施した際に適正な療養費支給申請書の作成指導を行った。

(7) 保険講習会並びに保険説明会の開催

京都府内の全柔道整復師を対象に前述した定期保険講習会は、容易な受講を可能とするためにハイブリッド開催とした。また、新入会員及び新規開業者を対象として毎月 1 回（原則として 6 回の出席が必要）の保険説明会を実施し、必要に応じて個別に保険指導も実施した。この講習会及び説明会は、府民医療に不可欠な受領委任制度の適正かつ円滑な運営について講習を行う事により、京都府民の公衆衛生の向上に関する知識を深める事を目的とする。開催については、当会ホームページや SNS (Facebook、Instagram)、会報誌に掲載し、希望者がいつでも誰でも参加できる形式とした。

(8) 保険勉強会並びに保険研修会への参加

京都府内の全柔道整復師に府民医療に不可欠な受領委任制度の適正かつ円滑な運営並びに京都府民の公衆衛生の向上に関する知識や実務能力習得のため、保険担当理事、及び保険部員は近畿厚生局、公益社団法人日本柔道整復師会、日本柔道整復師会近畿ブロック会等の保険勉強会・研修会（令和 5 年 10 月 28 日・奈良県橿原市）に参加した。また、保険に関連する勉強会として開催する担当行政や保険者代表との五者会議を令和 5 年 10 月 16 日に開催し、保険取り扱いに関する勉強会を行った。

(9) 保険関連研修会への講師派遣

受領委任取扱い制度の相互理解を目的として、保険者等からの依頼により保険者等が開催する研修会に対して当会の保険担当理事を講師として派遣した。

(10) 京都府民（国民）からの相談への対応

京都府民及び観光客等の健康管理や救急外傷に対応するため施術所の案内はもとより、柔道整復師の受領委任の取扱いについての問い合わせ（疑義など）について、理事、及び部員、並びに事務局職員が対応した。

2. 柔道整復師の資質向上及び柔道整復学並びに柔道整復術の進歩発達に関する事業

(1) 京都接骨学会の開催

公衆衛生の向上に寄与するため、京都府内の柔道整復師並びに柔道整復師養成学校学生の知識と技術を深めることを目的として 11 月 12 日に第 79 回京都接骨学会を開催し、講師に川戸典知先生（公益社団法人滋賀県柔道整復師会理事：近畿超音波委員長）を招き本会ホールで対面オンライン併用開催した（会場参加 62 名、オンライン受講者数 227 名）。2 月 25 日には第 80 回京都接骨学会を開催し川戸典知先生（公益社団法人滋賀県柔道整復師会理事：近畿超音波委員長）を講師に招き明治国際大学をメイン会場に、サテライト会場として京都医健専門学校や各支部会場設営し、技術習得を目的としたワークショップ形式で対面オンライン併用開催とした（会場参加者 43 名、サテライト 26 名オンライ

ン参加者 244 名)。発表については会員発表 4 名、学生発表 2 グループとした。学術大会、講習会の開催については、当会ホームページや SNS、会報誌に掲載し、オープンアクセス・アーカイブ化に取り組んだ。

(2) 日本柔道整復接骨医学会学術大会への参加協力

柔道整復学及び柔道整復術の進歩普及と柔道整復師の資質向上を図るために 12 月 2～3 日に名城大学白石キャンパスで開催された日本柔道整復接骨医学会学術大会に参加・協力した。

(3) 柔道整復師臨床実習制度への協力

日本古来の伝統医学と実践的施術を継承するとともに、医学的知識や業務における判断能力などの資質向上を図るため、学生に対して柔道整復師学校養成施設が実施する臨床実習に助言や情報提供を行い、卒後の柔道整復師に課せられる臨床実習制度に協力した。

(4) 柔道整復に関する講習会や研修会の開催及び周知

京都府内の柔道整復師を対象として、施術に必要な柔道整復学・柔道整復術及び最新の医療機器・観察機器・衛生材料等の情報並びに柔道整復師の資質の向上に必要な知識や技術を習得するために、講習会や研修会を開催した。今年度は運動器疾患対応力向上実施事業を3回開催した。第1回は10月8日に「肩、腰、膝の運動療法」のワークショップを陸上競技やり投げ元日本代表村上幸史先生を講師として開催(会場参加者32名、オンライン参加309名)第2回、第3回は上記(1)京都接骨学会の中で行った。開催についてはオンライン開催を基本とし、当会の会員には案内書の送付を行うとともに当会ホームページやSNSによる周知、オープンアクセス・アーカイブ化に取り組んだ。

(5) 柔道整復術の継続的研究並びに柔道整復に関する調査研究の奨励及び指導

京都府民(国民)の公衆衛生の向上を目的に、柔道整復師の資質向上及び柔道整復学・柔道整復術の進歩普及に係る調査研究の指導・協力を行った。研究成果の発表は京都接骨学会の会員発表で行うとともに、開催に協力している公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会や日本柔道整復接骨医学会学術大会で発表と運営を行った。当会会員に対して日頃の施術症例等を通じて調査研究を行うよう奨励し、学術部員が中心となって研究成果の取りまとめ方や学術論文の作成方法などを指導した。

(6) 研究活動への支援及び助成

研究を行う団体(研究会)を公募し、研究費用の一部について助成を行い、研究活動を支援する(今年度は申請なし)。また、柔道整復術の研究を目的にエコー観察装置、学術関連書籍・ビデオ・DVDの貸出を行った。

(7) 補助金・助成金交付に係る研修会の開催

京都府内の柔道整復師が地域住民のQOL(Quality of Life・生活の質)の向上をめざす地域包括ケアシステムに参入し活躍できるよう、柔道整復師の資質の向上に必要な知識や技術を習得するために京都府等から研修費用の一部について補助・助成を受け、10月8日、11月12日、2月25日に研修会を開催した。開催については当会の会員には案内書の送付を行うとともに当会ホームページや会報誌に掲載し、希望者が自由に参加できる形式とした。

3. 柔道整復師及び柔道整復学並びに柔道整復術の普及啓発に関する事業

(1) 情報提供の為のホームページ、Facebook、Instagram の運営

ホームページ及び、Facebook、Instagram 上に当会活動に関する最新情報や柔道整復師及び柔道整復学、並びに柔道整復術の普及啓発に関する情報を随時掲載した。また、一般に向けた当会員の情報を開示し情報の更新をした。

(2) 会員派遣並びに広報誌による京都府柔道整復師会関連事業ならびに柔道整復師の啓蒙活動

当会では、広報誌である「京柔整会報」を今年度は年4回発刊し、京都府柔道整復師会関連事業ならびに柔道整復師の啓蒙活動のために京都府内市区町村長及び柔整養成校、その他の団体へ京柔整会報を送付した。また、救護活動や養成校への訪問等で会員を派遣した際にも京都府柔道整復師会関連事業、並びに柔道整復師の啓蒙活動を実施した。

4. 高齢者の福祉サービスの充実に関する事業

(1) デイサービスセンターへ機能訓練指導員の派遣

当会は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、当会会員を機能訓練指導員としてデイサービスセンターに派遣し、「自立した生活」を目標に歩行練習や筋力トレーニング等を実施した。その実績としては、京都府内10か所のデイサービスセンターに当会の機能訓練指導員を約24名派遣した。

(2) 介護支援専門員・機能訓練指導員の指導育成のための研修会並びに講習会の開催

機能訓練活動に係る研修会、及び講習会へ反映するために施設長と各施設の機能訓練指導員担当責任者との意見交換会を開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染予防対策により本年度の開催は中止した。また、機能訓練活動を円滑に行うため、各施設において担当者会議を年2回開催した。

(3) 介護認定審査会へ介護認定審査員の派遣

今年度も京都市からの要請により、京都市内の14行政区の介護認定審査会に介護支援専門員の資格を持った当会の柔道整復師や職員を派遣し、介護認定審査業務を行った。

(4) 京都市伏見地域介護予防推進センターの運営

当会は京都市伏見区桃山水野左近西町51-5において柔道整復師、理学療法士、管理栄養士を雇用して京都市伏見地域介護予防推進センターを運営した。同センターでは高齢者の日常動作能力の維持向上のための体操教室、(柔道整復師が担当)口腔ケア、認知症ケア等の教室や講演会等の各種介護予防事業を実施した。また、介護予防の啓発、宣伝活動、地域包括支援センターと連絡協力を図りながら行った。

(5) 京都高齢者あんしんサポート企業への参加協力

当会は、今年度も高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため京都府が推進している「京都高齢者あんしんサポート企業設置事業」に参加した。

(6) 京都府地域の安心・安全サポート事業所登録に参加協力

当会は防犯・交通安全の分野で地域と協働して活動し、地域の安心・安全のため京都府が推進している「京都府地域の安心・安全サポート事業」の事業所登録、及び「ホンデリングプロジェクト」に参加協力した。

(7) 高齢者運転免許証自主返納支援事業協賛

当会は運転免許証を自主的に返納された65歳以上の高齢者を対象に特典サービスを実施する京都府の「高齢者運転免許証自主返納支援事業」に賛同し協賛店に参加協力した。

(8) 京都府警察との「高齢者安全対策に関する協定」による活動

当会と京都府警察との「高齢者安全対策に関する協定」により、高齢者が被害に遭う可能性が高い特殊詐欺や悪質商法を始めとする犯罪や交通事故の未然防止のほか、認知症を原因とする高齢者の行方不明事案の早期解決を図るために、相互の連携・協力の下、高齢者の安全対策に取り組んだ。

5. 京都府民の心身の健全な発達に関する事業

(1) 第35回日整全国少年柔道京都大会・第9回形競技会の開催

柔道を通して青少年の心身の健全な育成を図るため、京都府内全域から少年少女を集め、武道センターにおいて当会主催の日整全国少年柔道京都大会・形競技会を令和5年5月26日(日)に開催した。

(2) 第13回日整全国少年柔道形競技会・第32回日整全国少年柔道大会への参加協力

公益社団法人京都府柔道整復師会主催の日整全国少年柔道京都大会で選出した優秀選手を日整全国少年柔道大会等(令和5年11月19日(日)開催)に派遣する際、遠征費用の一部を当会で助成し参加を支援した。また、役員や係員を派遣し、大会運営に協力した。

(3) 近畿ブロック会柔道関連事業への参加協力

柔道の普及・振興につなげるために、令和5年10月15日(日)近畿ブロック会が主催する合同練習会に選手・係員等に会員を派遣し大会の開催に協力した。

(4) 京都府柔道整復師会青少年柔道教室の開催

我が国の伝統武道である柔道を通じて青少年の健全な心身の発達を目的とするとともに、社会に献身できる人間形成を目指し、京都府柔道整復師会青少年柔道教室を開催する。当教室は、毎週土曜日の3時から5時までの2時間、京都府柔道整復師会館別館柔道場において当会会員が柔道の指導を行った。

(5) 京都市教育委員会主催「みやこ子ども土曜塾」事業への参加協力

京都市教育委員会との共催で、子どもたちが武道に親しみやすい環境をつくり、心身の健全育成を図るとともに、伝統文化を学ぶ機会を創出する目的で「みやこ子ども土曜塾」事業へ参加協力した。

(6) 京都府柔道整復師・養成学校特別昇段審査会の開催

京都府柔道連盟に協力を得て令和5年7月2日(日)夏季と令和6年1月21日(日)冬季に京都府柔

道整復師・養成学校特別昇段審査会を開催した。

(7) 柔道大会への参加及び審判員や係員の派遣協力

柔道の普及・振興につなげ京都府民の心身の健全な育成に寄与するため、他の公的団体が主催する柔道大会の審判員・係員として会員を派遣し大会の開催に協力した。

(8) 京都府医療推進協議会への参加協力

医療・介護・福祉に関連する団体や患者団体等で構成される京都府医療推進協議会に登録した。

6. 災害時等における医療救護活動に関する事業

(1) スポーツイベント等への救急救護隊員の派遣

自治体や京都府内の体育協会加盟団体等が開催するスポーツイベント等へ会員を救護係として派遣、及び紹介をした。

(2) 救護活動関連講習会等の案内

会員に対して自治体や京都府内の体育協会加盟団体等が開催するスポーツイベント等へ会員を救急救護隊員として派遣するために事前の教育訓練として府内各自治体等が開催する講習会の案内を行い、救護活動の啓蒙を図った。

(3) 京都府との「災害時等における京都府柔道整復師会の協力に関する協定」による救護活動

当会と京都府との「災害時等における京都府柔道整復師会の協力に関する協定」により災害等の発生時に速やかな救護活動を行うため、救護活動に必要となる衛生材料の備蓄を行うとともに、令和5年9月3日(日)当会会員6名により京都府総合防災訓練に参加した。

7. 本会の所有する会館の運営に関する事業

(1) 京都府柔道整復師会館の管理運営

当会が所有する京都府柔道整復師会館（鉄筋4階建）の1階、2階部分を本来の公益目的事業の施設設備として使用するとともに、京都府柔道整復師会館会議室等使用規程に則り京都府民に賃貸し使用料を得る。また、3階、4階部分、及び駐車場の一部については公益目的事業の推進に資するため賃貸事業を行った。

(2) 京都府柔道整復師会別館の管理運営

当会が所有する京都府柔道整復師会別館（鉄筋4階建）をトレーニング事業所や医療関連団体に賃貸し賃料を得た。

8. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

(1) 互助会規則に則った会員の相互扶助

当会は今年度においても弔慰金及び傷病見舞金の支給に関する規則に基づく会員の相互扶助に関する事業を行ったほか、介護施設利用者等へのインフルエンザ感染防止対策のため、機能訓練指導員へインフルエンザ予防接種の助成を行った。

(2) 公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会、及び近畿ブロック柔道大会への交通費等の助成
予定していた公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会はハイブリッド開催、近畿ブロック柔道大会は中止になったため、交通費等助成の実施を見送った。

9. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業

(1) 感染予防啓発活動の実施

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（公益社団法人日本柔道整復師会策定）に基づき、会員や京都府民に対して感染予防啓発活動を実施した。

(2) 感染予防に効果的な対策の徹底

当会の事業運営を止めることなく実施するためにテレワークやweb会議、動画配信等の推進を行い、感染予防に効果的な対策を実施した。

(3) 情報の共有

新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な影響に対応するため、社会的、経済的に有用な情報をいち早く発信した。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る会員支援事業の実施

新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生材料の不足等について本会会員への影響を緩和し、支援するための事業を本会の関係団体である京都府柔道整復師協同組合とともに実施した。

10. その他の事業

(1) 定時総会及びその他の必要な総会の開催

・令和5年度定時総会

開催日時 令和5年6月4日（日） 13時00分～14時30分

開催場所 京都市中京区河原町御池

ホテルオークラ京都 会議室「翠雲の間」

会員総数 297名

出席者数 210名（内訳：本人出席72名、委任状出席138名）

決議事項 (ア) 第1号議案 (公社) 京都府柔道整復師会役員選任

(イ) 第2号議案 令和4年度事業報告

(イ) 第3号議案 令和4年度年度決算報告

(ウ) 第4号議案 定款第23号3項の変更

(エ) 第5号議案 会費規定の変更

(オ) 第6号議案 (公社) 日本柔道整復師会の代議員及び補欠代議員の選出

(2) 理事会の開催

令和5年4月度 定例理事会 / 4月8日（土）15時00分～17時30分

・決議事項 (ア) 令和4年度事業報告承認の件

(イ) 賛助会員の入会金等変更について承認の件

(ウ) 事務局職員の定期昇給について承認の件

(エ) 会員からの会費減免申請について承認の件

(オ) 京都市西京老人デイサービスセンターへの会員派遣について承認の件

令和5年5月度 定例理事会 / 5月13日(土) 16時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 令和4年度事業報告及び令和4年度決算報告を令和5年度定時総会に上程する事について承認の件
- (イ) 変更届提出会員について承認の件
- (ウ) 日本柔道整復師会代議員立候補者の報告について
- (エ) 第35回日整全国少年柔道京都大会開催に関する事について承認の件

令和5年6月度 定例理事会 / 6月10日(土) 15時00分～17時30分

- ・決議事項 (ア) 住所・名称・施術管理者変更について承認の件
- (イ) 定款施行細則変更の承認の件
- (ウ) 事務職員への夏季賞与支給の承認の件

令和5年7月度 定例理事会 / 7月8日(土) 16時00分～17時30分

- ・決議事項 (ア) 定款施行細則変更の承認の件
- (イ) 役員・部員承認の件
- (ウ) 新執行部組織図承認の件

令和5年8月度 定例理事会zoom会議 / 8月10日(木) 14時30分～15時15分

- ・決議事項 (ア) 外部顧問承認の件
- (イ) 対外的な活動を行う部員・室員への名刺作成承認の件

令和5年9月度 定例理事会 / 9月9日(土) 15時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 「弁護士法人えん」との提携について承認の件
- (イ) グループLINEを活用した連絡方法の整備について承認の件

令和5年10月度 定例理事会 / 10月7日(土) 15時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 運動器疾患対応力向上研修事業について

令和5年11月度 定例理事会zoom会議 / 11月9日(木) 14時00分～15時30分

- ・決議事項 (ア) 京都府警との協定より防犯ポスター作製の件

令和5年12月度 定例理事会 / 12月9日(土) 15時00分～17時30分

- ・決議事項 (ア) 事務局職員の採用承認の件
- (イ) 事務職員への冬季賞与支給承認の件
- (ウ) 事務局長の有期雇用契約更新の承認の件
- (エ) 全体会議開催について承認の件

令和6年1月度 定例理事会zoom会議 / 1月11日(木) 14時00分～15時30分

- ・決議事項 (ア) 入会会員承認の件

令和6年2月度 定例理事会 / 2月10日(土) 15時00分～18時00分

- ・決議事項 (ア) 定款変更及び各種規則類の改変について承認の件
- (イ) マイクロソフト365を試験導入し事務作業の効率化を図る事について承認の件
- (ウ) 次年度から自主審査会の当番制導入について承認の件
- (エ) 京柔整少年少女柔道教室月謝変更の承認の件

令和6年3月度 定例理事会 / 3月9日(土) 15時00分～17時00分

- ・決議事項 (ア) 令和6年度事業計画(案)承認の件
- (イ) 令和6年度予算(案)承認の件
- (ウ) 令和6年度定時総会及び法人70周年式典並びに懇親会の開催の件

(3) 全体会議及びその他の必要な会議の開催

令和5年12月16日(土) リーガロイヤルホテル京都にて全体会議を開催した。当会の関連団体である京都府柔道整復師柔道連盟については令和6年3月16日(土) がんこ二条苑にて開催した。京都府柔道整復師連盟は感染症まん延防止の為に書面審議により会議を開催した。

(4) プライバシーマーク取得の検討、及び実行

柔道整復療養費の電子請求化に向けての取り組みであるプライバシーマークの取得作業に関して、調査を行い、取得に係る事務作業や費用支出等について検討した。

(5) 会員章等の配付

新入会員に対して当会の会員章を配布した。

(6) 京都府内の柔道整復師への表彰

当会の定時総会開催時(6月4日: ホテルオークラ京都)に京都府内の柔道整復師に対し表彰を行った。

(7) 新入会員増強運動の展開

大学、及び養成校を訪問し当会への入会案内を行うとともに、当会ホームページ等を利用して新入会員増強運動を展開した。

(8) 事業運営に係る公益法人会計に準じた適正な会計業務

当会の経理部、並びに事務局において、事業運営に係る公益法人会計に準じた適正な会計業務を実施した。

(9) 顧問税理士による税務説明会の開催

令和6年1月27日に当会顧問税理士である田川 裕税理士による個別税務相談会を会館で行った。

(10) 事務局機能の強化と人的資源の活用

事務局職員に対して受領委任取扱い制度に関し適切な事務作業が行えるよう勉強会を開催した。ま

た、職員個々の事務作業の効率化を図ることを目的に、上長による指導を行った。

(11) 定款、及び諸規程の見直し、並びに改定

理事会開催時に定款、及び諸規程の見直しを行い、定時総会、並びに理事会で必要な改定を行った。

(12) その他、本会の目的のために必要と認められる事業

個人レセプトシステムの普及活動を展開したほか、コンピュータシステムの充実・強化を図った。

(13) 会員の動静

令和5年度末現在の当会の会員数及び前年度比の増減は次のとおりである。

会員種別	正会員	賛助会員	名誉会員	学生会員	合計
令和4年度末会員数	297名	10名	0名	95名	402名
令和5年度末会員数	285名	6名	0名	80名	371名
増減	-12名	-4名	0名	-15名	-31名

注：学生会員については当該年度の登録者数

(14) 役員

令和5年度末現在の当会役員は次のとおりである。

役職	氏名	勤務形態	備考
会長	長尾 淳彦	常勤	
副会長	林 啓史	非常勤	
副会長	谷山 和浩	非常勤	
理事	中村 英弘	非常勤	保険部長
理事	中川 稔貴	非常勤	広報部長
理事	今井 雅浩	非常勤	学術部長・保険副部長
理事	岡田 達也	非常勤	総務部長
理事	兼田 旭紘	非常勤	事業部長
理事	西村 美紀	非常勤	経理部長
監事	細川 義昭	非常勤	
監事	薦田 純一	非常勤	弁護士